

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 7 号
受 理 年 月 日	令和7年11月25日
件 名	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情
陳情者 の 住 所 及 び 氏 名	桐生市 ハラスメントから職員を守る群馬県民の会
陳情 の 要 旨	<p><陳情理由></p> <p>「ハラスメントから職員を守る群馬県民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、群馬県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、沼田市、甘楽町で採択され、館林市・深谷市では調査を実施して、大きな改善が見られた。</p> <p>特に桐生市では、回答した管理職員の57%（113人）が市議会議員から政党機関紙勧誘を受けており、そのうち56%（63人）が心理的圧を感じたとの、公共機関にあるまじき実態が明らかになり、市民として驚いている。</p> <p>ハラスメントを伴う政党機関紙勧誘は議員のモラルが疑われる重大事項であり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読し金銭のやりとりまですることは政治的中立性から見て疑惑がいだかれる行為である。</p> <p>住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではない。職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では改めて勧誘禁止を明確に確認すべきであると考え、陳情する。</p> <p>具体的な提案である。購読を希望する職員にとって問題がない社会環境になっている。</p> <p>① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されている。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されているので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。</p> <p>②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読を希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されている。また、集金もクレジット決済が可能である。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑惑払拭に配慮する。</p> <p>上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員か</p>

	<p>ら職員への全ての営業行為を禁止する事を申し合せた。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意思で購読したい方法が再度申し込む方法で対応した。</p> <p>こうした実例を踏まえ、アンケート結果を重く受け止めて、以下の対応をお願いする。</p> <p><陳情項目></p> <p>① ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底してください。</p> <p>② 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。</p> <p>③ 職員が自発的に購読することは自由であるが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。</p>
付託委員会	総務委員会
審査結果	